

新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月10日

新潟市人事委員会委員長 兒玉 武雄

新潟市人事委員会規則第3号

新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の管理職手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表区役所の項中「区役所」の次に「及び機関」を、「所長」の次に「（北区役所，東区役所，中央区役所及び西区役所に限る。）」を加える。

附 則

この規則は，公布の日から施行し，改正後の新潟市職員の管理職手当に関する規則の規定は，平成31年4月1日から適用する。